

確定拠出年金に関する

改正内容を押さえてよう

税理士法人SBL代表社員／
税理士／行政書士／CFP®

八木 正宣

まず始めに、企業年金に関する用語「DC」と「DB」について解説します。

DCとは「確定拠出年金」のことを指し、企業型と個人型（iDeCo）があります。企業型DCでは、企業が従業員ごとに毎月一定額の掛金を拠出し、従業員は企業が契約した運営管理機関（金融機関等）において、決められた選択肢の中から運用商品を選びます。従業員は退職後に受け取る年金給付額は、その商品の運用状況等によって変動します。

これに対してDBは、「確定給付企業年金」のことを指します。DBの仕組みは、第一に従業員が退職後に受け取る年金給

付額が確定していて、企業が必

要な拠出額を金融機関に積み立て運用します。DCとの違いは運用リスクを企業側が負う点で、運用で損失を計上した場合には、企業側が追加の拠出をすることにより補填をします。

令和6年12月施行の改正により、DB等他制度に加入する者の企業型DCおよびiDeCoの拠出限度額が変更されます。

月5・5万円の限度額枠を、①DB等の他制度掛金相当額、②企業型DCの事業主掛金額、③iDeCoの掛金の順に埋めていく形です。

なお「DB等の他制度」には、DB（確定給付企業年金）、厚生年金基金、私立学校教職員

共済等が該当します。

① iDeCoの拠出限度額の変更

昨今のiDeCo加入対象者の拡大に伴い、企業年金制度に加入している会社員間の公平を図る必要性が高まりました。現行のiDeCoの掛金拠出限度額は、国民年金の加入区分によってそれぞれ定められています（図表1）。

令和6年12月以降、DB等の他制度に加入している場合、iDeCo掛金拠出限度額は次のように算出します。

5・5万円ー（企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額）

一律2・75万円とされていたDB等の掛金が、DB等の制度ごとの掛金相当額とされ、拠出限度額の上限1・2万円が2万円に拡大します。

例えば、企業型DCの事業主掛金額が1・5万円、DB等の他制度掛金相当額が2・5万円の場合、iDeCoの掛金拠出限度額は1・5万円となります。改正前の限度額は1・2万円ですので、0・3万円拠出額が増額します。このように12月以降、DB等の事業主掛金相当額が2・75万円より少額の場合には、iDeCoで拠出できる額が大きくなります。

反対に事業主掛金相当額が2・75万円より多い場合、企

図表1 iDeCoの掛金拠出限度額

加入資格		拠出限度額(現行)	拠出限度額(改正後)	
第1号被保険者	自営業者、農業者、学生、無職の人	月6.8万円		
任意加入被保険者	受給資格期間を満たすため等の理由で、60歳以降に任意加入する人			
第2号被保険者	会社員	企業年金がない	月2.3万円	
		企業型DCのみ加入	「月5.5万円-企業型DCの事業主掛金額」(最大月2万円)	「月5.5万円-(企業型DCの事業主掛金額+DB等他制度の掛金相当額)」(最大月2万円)
		企業型DCとDB等他制度に加入	「月2.75万円-企業型DCの事業主掛金額」(最大月1.2万円)	
		DB等他制度のみに加入	月1.2万円	
	公務員	月1.2万円	月2万円	
第3号被保険者	厚生年金に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者	月2.3万円		

業型DCで拠出できる額が小さくなったり、iDeCoの最低掛金額5千円を下回る場合には掛金を拠出できなくなったりするので注意が必要です。

Cの掛金拠出限度額についても令和6年12月以降、企業型D

2 企業型DCの掛金限度額の変更

図表2 DB等他制度と併用の場合の企業型DCの拠出限度額

区分	現行	改正後	
		DB等の掛金相当額が2万円の場合	DB等の掛金相当額が3万円の場合
企業型DCの拠出限度額	一律2.75万円	3.5万円(増額)	2.5万円(減額) ※経過措置2.75万円
合計	5.5万円	5.5万円	5.5万円(※5.75万円)

DB等他制度の給付水準が高く、掛金相当額が2・75万円よりも大きい場合には、企業型DCの拠出限度額は現行の2・75万円から減少することとなります。そうなると、企業型DCを実施している企業にとっては、拠出限度額の減少によって、これまで労使合意に基づき長年運営してきた企業年金に少なからず影

3 改正に伴う経過措置の適用

5・5万円-DB等他制度掛金相当額

変更されます。現行では、企業型DCのみに加入する場合には月額5・5万円、DB等他制度とあわせて加入する場合には一律月額2・75万円でした。それがDB等他制度と併用する場合は、次のように算出することとなります。

ただし、経過措置は恒久的に適用されるわけではなく、企業型DC規約における事業主掛金に関する項目を変更した場合や、DBの給付設計を変更した場合(財政再計算を伴う場合に限る)に終了します。

なお、本改正により加入時に提出が求められていた企業年金の加入状況に関する「事業主の証明書」、および年1回の現況確認は令和6年12月から廃止となる点も留意しましょう。

響を及ぼします。そのような影響を考慮して、令和6年12月の施行日時点で企業型DCを実施している場合は、それまでの拠出限度額を継続して適用するという経過措置が設けられました。

DB等の他制度掛金相当額が2・75万円より大きい場合(例えば3万円)、企業型DCの拠出限度額は2・5万円ではなく2・75万円となります(図表2)。